規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	貸金業法施行令	
規制の名称	キャッシュ・マネジメントの高度化等に係る貸付けに係る貸金業規制の適用の見直し	
担当部局	金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室 電話番号: 03-3506-6000	e−mail∶ RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	令和4年6月30日	
	平成26年4月1日に、グループ会社間の貸付け及び合弁事業における株主から合弁会社への貸付け等のみを行う会社等について、貸金業の登録を不要とする規制緩和を行っていたところ、当該規制緩和内容に関連し、規制の事前評価時には企業グループのキャッシュ・マネジメントの高度化等に当たり下記の問題があると認識していた。 (1) 合弁会社株主の100%子会社(金融子会社)から合弁会社への貸付けのみを行う会社について、貸金業の登録の適用除外対象とされておらず、当該子会社から合弁会社に対して貸付けを行うニーズに応えることができていない。 (2) 事業再編等によりグループ会社を売却する際に、当該被売却会社の当面の資金繰りを売却会社が手当する「つなぎ融資」が条件となるケースがあり、当該売却会社がそうした貸付けのみを行う際にも貸金業の登録が求められることから、戦略的に事業再編を進めるに当たっての妨げとなっている。規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢の変化や科学技術の変化による影響は特段生じておらず、また、想定していなかった影響も特段発現していない。	
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	費用、影響等	事前評価時の推計等との比較
遵守費用	本規制緩和は、合弁会社株主の100%子会社(金融子会社)から合弁会社への貸付け、企業グループに属さないこととなった会社等への「つなぎ融資」としての貸付け等のみを行う会社等について貸金業の登録を不要とするものである。これにより、当該会社等において、貸金業務取扱主任者の設置、貸付時の書面交付や貸金業の登録申請時等の登録免許税・手数料納付等の負担がなくなることから、規制の遵守費用が過大に増加している状況にはないと考えられる。また、想定外の事務負担等が発生しているとの声も特段寄せられていない。	
行政費用	本規制緩和は、合弁会社株主の100%子会社(金融子会社)から合弁会社への貸付け、企業グループに属さないこととなった会社等への「つなぎ融資」としての貸付け等のみを行う会社等について貸金業の登録を不要とするものである。これにより、登録先である国及び都道府県において、これらの貸付け等のみを行う会社等の貸金業の登録申請に係る事務等の負担がなくなることから、行政費用が過大に増加している状況にはないと考えられる。また、想定外の事務負担等が発生しているとの声も特段寄せられていない。	行政費用が過大に増加している状況にはない。
	規制の見直しにより、合弁会社株主の100%子会社(金融子会社)から合弁会社への貸付け、企業グループに属さないこととなった会社等への「つなぎ融資」としての貸付け等のみを行う会社等については、貸金業の登録が不要となることから、貸金業務取扱主任者の設置、貸付時の書面交付や貸金業の登録申請時等の登録免許税・手数料納付等の等の負担がなくなることで、企業グループのキャッシュマネジメントシステムの高度化等が促され、資金需要者に対する適切な資金供給が実現されたと考えられる。 他方、規制の事前評価時に見込んだ効果とかい離はないが、その効果を定量的に把握することは困難である。	
便益(金銭価値化)	規制の見直しにより、規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているものと考えられるが、その効果を定量的に把握したり、さらにはその効果を金銭価値化して「便益」を把握することは困難	
副次的な影響及び波 及的な影響	現時点において、副次的な影響及び波及的な影響は特段認められない。 - 現時点において、副次的な影響及び波及的な影響は特段認められない。	規制の事前評価時に意図していなかった負の影響や、想定 していた影響とのかい離も特段認められない。
考察	規制の見直しにより、過大な遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない。一方、規る。従って、本件に係る特段の見直しは不要と考える。	
備考		